

令和2年3月5日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和2年3月5日(木)
14時00分～14時45分
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室(2階)
- 3 議 事 議案第 40号 農地法第3条の規定による許可申請について 2件
議案第 41号 農地法第5条の規定による許可申請について 2件
議案第 42号 農用地利用集積計画の制定について
- 4 協議事項 なし
- 5 報告事項 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出
2) 業務報告・予定
3) その他

出席委員 19名

1番 宇川 傳 治	10番 荒木 貞 道
2番 中島 一 朗	11番 日光 善 治
3番 古村 正 夫	12番 三輪 和 雄
4番 山崎 和 英	13番 大谷 文 男
5番 田 悟 敏 子	14番 西尾 信 秋
6番 中村 重 樹	15番 島 倉 博
7番 和田 俊 信	16番 水上 俊 秀
8番 青島 由 弘	17番 杉 森 清 弘
9番 高藤 孝 一	18番 吉 江 秀 一
	19番 前 田 真 一 郎

欠席委員

令和2年3月5日農業委員会総会議事録

発 言 者	発 言 事 項
会長	<p>皆さん、ご苦労様です。毎日、テレビでは新型コロナウイルスのニュースばかりで、どうなるのかという所です。他県では出ていますが、まだ富山県では発症したという発表はされていません。先日、高岡の小学校の統廃合敷地の現地確認や、事務局長と一緒に研修にも出席し、人・農地プランの実質化や農地利用最適化の推進などの講習を受けてきましたが、しっかり取り組んでいきたいと思えます。</p>
会長	<p>それでは、全員お揃いですので、ただいまから小矢部市農業委員会3月総会を開催いたします。ただいまの出席委員は19名全員で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。本日の議事録署名委員を指名いたします。9番の高藤委員さん、10番の荒木委員さんをお願いいたします。それでは、本日の付議議案を申し上げます。</p> <p>○議案第40号 「農地法第3条の規定による許可申請について」 計2件</p> <p>○議案第41号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 計2件</p> <p>○議案第42号 「農用地利用集積計画の制定について」</p> <p>以上、3件の付議議案となっております。それでは議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。お願いします。</p>
事務局	<p>議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書1ページをご覧ください。</p> <p>受付番号19番は、使用貸借権の設定を行おうとするものです。対象の農地は2筆で、合計面積は78㎡となっております。譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。位置図については1ページから2ページをご覧ください。</p> <p>補足説明をいたします。この対象農地2筆は、昨年10月総会時に、譲渡人である〇〇さんと譲受人である〇〇さんとの間で、農地法3条による売買を行い、審議し承認されています。今回の〇〇さ</p>

	<p>んから〇〇さんへの使用貸借権の設定についてですが、現在、〇〇さんは農業者年金の中でも、経営移譲年金を受給しています。受給するには、経営移譲をしていることが要件となります。経営移譲とは、農業経営に供している自分名義の農地等の権利について、後継者か第三者に所有権移転もしくは、使用貸借権の設定をし、農業から引退することです。昨年、〇〇さんより〇〇さん名義で農地を購入しています。息子である〇〇さんとの間で経営移譲を行うために、今回農地の使用貸借権の設定を行おうとするものです。</p> <p>農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。以上です。</p>
会長	<p>それでは、受付番号19番について、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>それでは、報告をさせていただきます。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんで、お2人は親子です。申請地は、〇〇3604番地、外1筆で、合計面積が78㎡で、使用貸借権の設定になります。位置図の2ページをご覧ください。今回の申請地の周りの土地の所有者は全て〇〇さんであり、畔倒しをして一つの田んぼにしています。事務局の説明にもありましたが、今回の申請地は、昨年の10月に〇〇さんと売買が成立しております。なぜ、今回この地番だけを申請されたのか〇〇さんに聞いて参りました。〇〇さんは農業者年金を受給されていまして、それが昨年土地を取得されたことにより、農業者年金を受給できなくなるのではないかと心配されたそうです。事務局が説明されたように、経営移譲後に農業を営むものと疑いがかかるかもということで、今回申請されました。この土地は同居されている〇〇さんが管理されております。以上です。よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。</p>
〇〇委員	<p>今回の場合は親子ですが、営農組合に経営移譲をすることも可能ですか。</p>

事務局	経営移譲をする相手の要件としまして、後継者若しくは第三者になります。第三者の場合は、農業生産法人、農地保有合理化法人等の法人も可能となっております。
会長	以上で無いようですので、次に、受付番号20番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	受付番号20番は、売買により所有権移譲を行おうとするものです。対象の農地が2筆で、合計面積は5,331㎡となっております。譲受人が〇〇、譲渡人が〇〇さん、後見人として「〇〇」です。位置図については、3ページから5ページをご覧ください、 農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。以上です。
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号20番について、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	ご苦勞様です。それでは、報告させていただきます。譲渡人は〇〇さんです。〇〇さんは障害があり、後見人として〇〇さんから、譲受人である〇〇にお話がありました。申請地が、〇〇28-1、外1筆で、合計面積が5,331㎡で、売買による所有権移譲です。平成23年6月に、〇〇さんのお父様が亡くなられた後、後見人は分家の〇〇さんが受けておられましたが、高齢になられたため、こちらの〇〇にお願いをされました。2018年12月に、〇〇の方からも売買のお話があるという相談を受けていました。位置図の3ページをご覧ください。こちらに事務所があります。こちらも〇〇さんの土地になります。その隣にハウスがあり、その横に田んぼがあります。実際には1町2反6畝ほどの圃場がありますが、とりあえず、今回の申請地を購入されたいということで申請がありました。以上です。よろしく申し上げます。
会長	ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。
会長	以上で無いようですので、「異議なし」として議案第40号については「承認」としてよろしいですか。

全委員	異議なし。
会長	それでは「異議なし」として、議案第40号については「承認」といたします。続いて、議案第41号「農地法第5条に規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。
事務局	<p>議案第41号の「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。議案書2ページをご覧ください。</p> <p>受付番号44番は、所有権の移転ということで譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。地目は畑、面積が36㎡で、住宅敷地への転用を行おうとするものです。位置図については6ページから11ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号44番について、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	それでは、報告致します。譲受人は〇〇の〇〇さん、譲渡人は〇〇の〇〇さんです。申請地は〇〇1086番、畑で36㎡です。〇〇さんにお話を伺ってきました。申請理由としまして、家の前の〇〇線の道路拡幅のため、住宅を建て直さないといけないということです。建て直すことにより、前の部分が減った分を申請地に、物干し場と雪置場を造りたいということです。周辺には農地が無い所で、町の一角でした。敷地自体はコンクリートで擁壁がしてありました。地区の区長さんの同意書も出ておりますので、よろしく申し上げます。
会長	ただいまの件について何かご質問等はございませんか。
会長	無いようですので、次に、受付番号45番について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	受付番号45番は、賃貸借権の設定ということで賃借人が〇〇、賃貸人が〇〇さんです。地目は田、面積が315㎡で、資材置場敷地として一時転用を行おうとするものです。位置図については12ページから14ページです。位置図の13ページをご覧ください。申請地

	<p>の斜め上の方に 129 番とあります。こちらは昨年の 5 月に転用申請がありました、〇〇の〇〇敷地ということで、建設に伴い、資材置場が無いということで、検討された結果、今回こちらの 130 番の一部で申請がありました。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可条件に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号 4 5 番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>それでは報告致します。賃借人は〇〇さん、賃貸人は〇〇さんです。位置図の 13 ページをご覧ください。申請地は赤い所です。この田んぼは 4100 m²ほどありますが、申請地は 315 m²になります。今回、賃貸人の〇〇さんをお伺いしましたが、ご不在でしたので、〇〇さんのお母様と耕作者の〇〇さんにお話を聞いて参りました。申請の利用期間ですが、許可を受けてから、今年の 8 月 31 日までです。先ほど事務局からも説明がありましたが、現在〇〇が建設中で、資材置場を確保しようとしたが、できなかったということで今回の申請になりました。この申請地ですが、現在は転作田ということで、秋には大麦を作付される予定です。申請地も 8 月までということで、養生シートを敷いて、鉄板を敷くことになっています。資材の搬出については 129 番地の方にクレーンをたて、そこから申請地へ向けて資材の受け渡しをします。隣接の環境への配慮に関しても、〇〇さんが草刈り等の管理をされます。地区の区長、土地改良の理事の同意も得ておりますので、よろしく申し上げます。以上です。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等はないでしょうか。</p>
会長	<p>無いようですので、「異議なし」として議案第 4 1 号については「承認」としてよろしいですか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第 4 1 号については「承認」といたします。続いて、議案第 4 2 号の「農用地利用集積計画の制定について」事務局より説明していただきます。</p>

事務局	<p>議案第42号の「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。内訳につきましては、議案書4ページの利用権設定集計にありますように、</p> <p>「10年以上」の利用権設定が20件で、面積が153,360.42㎡であり、新規が9件、更新が11件となっております。</p> <p>「6年以上10年未満」「3年以上6年未満」「1年以上3年未満」は、ありません。</p> <p>ここで修正をさせていただきます。ご覧の4ページの合計面積を153,360㎡となっておりますが、こちらを153,360.42㎡に修正をお願いします。申請の内容は議案書5ページと7ページに記載のとおりです。富山県農林水産公社の配分先は、別紙1のとおりです。</p> <p>これについては、農業経営基盤強化促進強化法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上です。</p>
会長	<p>それでは、ただいまの件についてですが、ご質問等ございませんか。</p>
〇〇委員	<p>わからないのでお聞きしますが、例えば、33番の方は〇〇の方なので、〇〇になっていますが、32番は〇〇の方なのに、〇〇になっていますが、この〇〇さんは〇〇の方ですか。</p>
〇〇委員	<p>私の方から説明します。この〇〇さんは、長男さんの奥様です。長男さんは〇〇にお住まいでしたが、亡くなられて、贈与をされて、そのまま〇〇の住所になっています。田んぼは〇〇です。</p>
〇〇委員	<p>わかりました。</p>
会長	<p>無いようですので、「異議なし」として議案第42号については「承認」としてよろしいですか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第42号については「承認」といたします。これで、付議議案はすべて終了いたしました。協議事項は、今回ありません。次に、報告事項について事務局より説明させていただきます。</p>

事務局	<p>報告事項説明</p> <p>1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出</p> <p>2) 業務報告・予定</p> <p>3) その他連絡事項</p>
会長	<p>それでは、ただいまの件について、ご質問等はありませんか。</p>
会長	<p>他に無いようでしたら、本日の案件については全て終了いたしました。これにて総会を閉会したいと思います。</p> <p>閉会の挨拶を中島職務代理よりお願いします。</p>
職務代理	<p>雪が降らないので、季節感がわからなくなっていますが、もう3月になりました。また農作業が始まります。健康管理に気を付けて、次回の総会も元気に出席していただきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。</p>
	<p>— 3月総会終了—</p>

上記の通り、総会の議事録を確認する。
なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

令和2年3月5日

会長 宇 川 傳 治

議事録署名委員 9番 高 藤 孝 一

10番 荒 木 貞 道